

豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市広告掲載要綱（平成18年10月31日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、豊川市が発行する「豊川市男女共同参画情報紙ゆい」（以下「ゆい」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 ゆいに掲載する広告の範囲は、要綱第6条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置は、市長が指定するものとする。

(広告の掲載部数)

第4条 広告を掲載するゆいの部数は、市長が別に定める。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、市長が別に定める。

(広告の募集方法)

第6条 市長は、広告の募集を豊川市が管理するWEBページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 ゆいへの広告掲載を希望する者は、豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱及び豊川市広告掲載基準により審査を行い、広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載の申込者が当該広告掲載の枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 第1順位

市内に本社、若しくは本店を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体で、男女共同参画社会の形成に資すると判断できるもの

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者で、男女共同参画社会の形成に資すると判断できるもの

(3) 第3順位

前2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街・専門店街等の連合体

2 前項の規定によっても広告掲載を希望する者が広告掲載の枠を越えるときは、先着順により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、市民部長が定めた額とする。

2 広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

（広告原稿の作成等）

第10条 広告主は、市長が指定する方法により作成した広告原稿を、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容等の変更）

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

（広告主の届出義務）

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告申込内容変更届（様式第3号）により、掲載を希望するゆい発行日の40日前までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

（広告掲載の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告主から掲載取下げの申出があったとき。

(4) 広告の内容等が変更され、広告掲載の基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、市長が認めるとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、ゆいへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載取消通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において広告主に損害を生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（損害賠償請求）

第14条 前条第1項第4号及び第5号に該当する事由により市が損害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合によりゆいへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載取り下げ届（様式第5号）により広告掲載の取り下げを希望するゆいの発行日の40日前までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第16条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載又は配布ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項のただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載料還付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、ゆいへの広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成20年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告取扱要領の規定に基づいて作成されている豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載申込書（様式第1号）その他の用紙は、改正後の豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。